

### 3. 試験成績書の訂正等を求められた事例

<p>試験成績書の訂正等 【書類不備による再申請の例】</p>	<p>事例① 試験成績書が何ページにも亘る場合、証明書の第2頁以降に第1頁目の証明書番号が未記入(枝番号もない)のものが多数あって、試験所に再発行(訂正)を依頼しなければならないことが多く発生した。</p> <p>事例② 添付書類の INVOICE と AWB(air way bill/航空貨物運送状)が1つの製品に対して3部必要といわれ、コピーを提出したが「原本照合」と「割り印」が押されていないため、書類不備とされた。</p> <p><b>【補足】</b> 「品目登録制度に関するQ&amp;A・問 21」で添付書類の「原本照合」に関する記載があったため、以後、検査機関では「原本照合」をした旨の手当として、「原本照合」(又は「原本確認」といった印をそのコピーに押印の上、「割り印」を行っている。</p> <p>(コメント:登録検査機関協会) 原本の取扱い(検査機関が保管するか、申請者に戻すか)については、現時点では、検査機関毎に対応が異なっている可能性がある。 登録検査機関協会として、厚労省と相談して対応方針を整理し、統一する必要があるれば統一する。</p> <p>事例③ 「試験成績証明書」の工場名に工場所在地が無い場合が多い。この場合には、工場の名刺コピーなど住所が分かる書類の提出を求められる。</p>
<p>追加して求められる書類</p>	<p>事例④ 添付書類に台湾商社から日本(当社)へのインボイスを添付したが、台湾工場から台湾商社に出荷した際の、台湾工場発行の「メーカーズ・インボイス」の提出を求められた。</p> <p><b>【例】</b> 台湾工場 → 台湾商社 → 日本(当社)へ (追加提出) (提出済)</p>

品目登録申請書の記入のポイント	<p>事例⑤ 先日の説明会で参考資料として配布された「品目登録要請書」について、「輸入者・コード」欄が 5 桁であるが、現状は8桁になっている。</p>
	<p>事例⑥ 材質欄は材質のコード毎に、当該コードに加え、材質名も記入する必要がある。 例) KPE:PE (ポリエチレン)</p>
	<p>事例⑦ 商品名にアイテムNo.や JAN コードが無い場合、そのまま提出したところ、品番を記載するよう検疫所より指示があった。 (担当者により試験成績証明書に品番の記載を求めてくる方もおり、対応はまちまちである。)</p> <p>(コメント) 本件のケースは、意味が不明な番号がついていたケースのものではないかと思う。 品番がない場合は、その理由等が示されれば良い。</p>